

エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version2.1」認定基準の軽微な改定について（案）

○改定の理由

認定基準において 4-1(1)と(4)において矛盾が生じていたため修正する。

分類 A～I、K

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法

(1) 製品の処方構成成分として芳香族炭化水素系溶剤（トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、およびベンゼン）を表 2 の数値以上添加していないこと。（以下省略）

(4) 製品の処方構成成分として表 4 に示す化学物質を添加していないこと。

表 4 塗料において使用を制限する化学物質

カドミウム	フタル酸ブチルベンジル
水銀	フタル酸ジエチル
六価クロム	ホルムアルデヒド
鉛	トルエン
ヒ素	キシレン
アンチモン	エチルベンゼン
トリブチルスズ	スチレン
トリフェニルスズ	フタル酸ジ-n-ブチル
アルキルフェノール	テトラデカン
ノニルフェノール	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
4-オクチルフェノール	アセトアルデヒド
ビスフェノール A	